令和6年12月2日から

現行の健康保険証は発行されません。

マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます！

どんないいことがあるの？

- 医療費を**20円節約**できます
- **医療費・お薬・健診等**の**情報**が**閲覧**できます
- 医師等から正確な情報に基づいた**総合的な診断**や**適切なお薬の処方**がうけられます
- **転職・転居直後**でも**保険診療**をうけることができます

どこで使えるの？

- 右のステッカーやポスターが貼ってある**医療機関**や**薬局**で
  マイナンバーカードを**カードリーダーにかざす**だけで使えます

＊ 六ヶ所村内は全医療機関や薬局で使えます

12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない場合は？

- お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に「**資格確認書**」が交付され、医療をうけることができます。
- 加入する健康保険を切り替える方や健康保険証を紛失した方は、加入先の保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。

お手元にある有効な健康保険証の有効期限は？

- **国民健康保険、後期高齢者医療の保険証・・・令和7年7月31日まで**
- **その他の保険証・・・記載されている有効期限まで**（期限内でも令和7年12月2日以降使用できません。有効期限を知りたい方は、加入先の健康保険組合へお問い合わせください。）

マイナンバーカードを保険証として利用（マイナ保険証）するには？

STEP 1 交付申請書を準備し、マイナンバーカードを取得します

交付申請書 →

交付申請書を持っていない方

手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードし郵便で申請

マイナンバーカード　郵送

役場 住民課窓口で交付申請書を再発行

本人確認書類を持参する

住民課窓口に提出

交付申請書を持っている方

以下のいずれかから申請

①スマートフォン

②パソコン

③証明写真機

④郵送

申請から約1か月後、村から『交付通知書』が届いたら、交付通知書に記載の必要書類を持参し、住民課でマイナンバーカードを受け取ります。

STEP 2 保険証の利用申し込みをします

以下のいずれかから申請

- **スマートフォン**（マイナポータル）
- **医療機関**（顔認証付きカードリーダー）
- **セブン銀行ATM**

＊**住民課窓口**でも申請支援を行っています

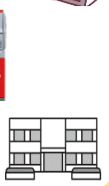

マイナ保険証の手続き完了！